

提出内容

受付番号： 185001134000000027
提出日時： 2020年12月21日20時(23分)

案件番号： 185001134
案件名： 文化審議会著作権分科会法制度小委員会「図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する中間まとめ」に関する意見募集の実施について
所管省庁・部局名等： 文化庁著作権課 電話：03-5253-4111（内線4824）
意見・情報受付開始日： 2020年12月4日16時
意見・情報受付締切日： 2020年12月21日23時

郵便番号： -
住所：
氏名： （一社）情報科学技術協会 著作権委員会
連絡先電話番号： 03-6222-8506
連絡先メールアドレス： infosta@infosta.or.jp

提出意見：

1. 個人/団体の別を御選択ください。
02 団体
 2. 氏名/団体名を御記入ください。（※団体は回答必須）
（一社）情報科学技術協会 著作権委員会
 3. 電話番号を御記入ください。（※団体は回答必須（エラーとなる場合は未記入で構いません））
03-6222-8506
 4. メールアドレスを御記入ください。（※団体は回答必須）
infosta@infosta.or.jp
 5. 御意見について
（3）第2章第2節：図書館資料の送信サービスの実施（法第31条第1項第1号関係）
1 対応の方向性
科学技術分野では電子化が前提で、電子媒体での流通はグローバルに進んでいる事から、この流れに障害となりかねない事は避けて欲しいと思います。
2 制度設計等
（ア）正規の電子出版等をはじめとする市場との関係（一部分要件の取扱いを含む）
-

提出内容

正規の電子出版物はすでに流通しており、法人及び個人での購入が可能なので今回の対象外にすべきと考えます。

(イ) 送信の形態・データの流出防止措置

メール添付またはダウンロード用のURLをメールで送付で行って頂きたい。流出防止のためにDRMを実装することが望ましいと思います。

(ウ) 主体となる図書館等の範囲

法律及び政令で定める図書館、美術館、博物館も範囲に含めるが、一定の基準の下、各図書館の運用状況（人手など）を考慮して、各図書館が自主的に決めるべきと考えます。

(エ) 補償金請求権の付与

どうしても補償金設定しか選択肢が残らない場合には、フラットで定額の様に分かりやすく、利用側で入手に関する意思決定が容易である事が必要です。また、送信可能な著作物がすぐに分かり除外対象をも明らかになる様データの整備を行う事は前提条件になろうと思います。そして利用が調査研究目的であれば対象は限定されるべきでは無いと考えます。

(オ) その他

(i) サービス利用者の登録

あらかじめ登録しておく事は、図書館等の公益性との矛盾とも受け止められず、無理があると思います。